

令和8年6月15日

東日本信用漁業協同組合連合会

「当座勘定規定」「納税準備貯金規定」の一部改訂について

平素より弊会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊会ではお客様とのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として「当座勘定規定」「納税準備貯金規定」の一部改訂を実施しますのでご案内いたします。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定概要

2026年7月1日から自己宛小切手および手形・小切手帳の発行受付を停止することを踏まえて見直すもの。

2. 新旧対照表

(当座勘定規定)

改正後	現行
8 (手形、小切手用紙) <u>(削除)</u> <u>以降項番のズレを調整</u>	8 (手形、小切手用紙) <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>
13 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。	13 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当連合会は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>
【小切手用法】 <u>(削除)</u> <u>以降項番のズレを調整</u>	【小切手用法】 <u>8. 小切手用紙は、当連合会所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
【約束手形用法】 <u>(削除)</u> <u>以降項番のズレを調整</u>	【約束手形用法】 <u>8. 手形用紙は、当連合会所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
【為替手形用法】 <u>(削除)</u> <u>以降項番のズレを調整</u>	【為替手形用法】 <u>10. 手形用紙は、当連合会所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>

(納税準備貯金規定)

改正後	現行
<p><b>5. (貯金の払戻し)</b></p> <p>(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。</p>	<p><b>5. (貯金の払戻し)</b></p> <p>(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当連合会振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p>

3. 改定日

令和8年7月1日(水)

以上